二十歳を祝う会衣装購入費等助成金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、非課税世帯の太田市二十歳を祝う会の参加対象者に対し、市内事業者（市内に事務所又は事業所を有する法人又は市内で事業を営む個人をいう。以下同じ。）からの二十歳を祝う会衣装の購入及びレンタルに要する費用の一部を助成することにより、非課税世帯者の経済的な負担を軽減するとともに、２０歳の青年の新しい門出を祝福し、社会人になるための自覚と認識を促進することを目的とする。

（助成対象者）

第２条　二十歳を祝う会衣装購入費等助成金（以下「助成金」という。）の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件にいずれも該当する者とする。

⑴　住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）の規定に基づき、申請日において本市の住民基本台帳に１年以上継続して記録されていること。

⑵　当年度に２０歳を迎え、当年の太田市二十歳を祝う会の参加対象者であること。

⑶　市の住民基本台帳に記録されている世帯に属する者であって、当該世帯に属する者全員が地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者であること。ただし、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯に属する者を除く。

⑷　二十歳を祝う会衣装を市内事業者において、購入し、又はレンタルする者であること。

（助成金の額）

第３条　助成金の額は、別表に定めるとおりとし、予算の範囲内で交付する。

（交付申請）

第４条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当年７月１日以降に二十歳を祝う会衣装購入費等助成金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

⑴　二十歳を祝う会衣装の購入又はレンタルに要した費用の額が分かる書類（請求書及び領収書。ただし、領収書で詳細が分かる場合は領収書のみで足りる。）

⑵　申請者及び当該申請者の属する世帯の世帯全員の住民票の写し

⑶　申請者及び当該申請者の属する世帯の世帯全員の市民税が非課税であることが分

かる書類

⑷　申請者が扶養親族等である場合は、市町村民税が課されている他の親族等の扶養を受けていないことが分かる書類（当該他の親族等が属する世帯の世帯全員の市民税が非課税であることが分かる書類）及び戸籍の附票の写し（全部証明）

（交付決定）

第５条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

２　市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、二十歳を祝う会衣装購入費等助成金交付決定通知書（様式第２号）（以下「決定通知書」という。）により、助成金を交付しないと決定したときは、二十歳を祝う会衣装購入費等助成金不交付決定通知書（様式第３号）により、速やかに当該申請者に対し通知するものとする。

（助成金の請求等）

第６条　助成金の交付の決定を受けた者（以下「決定者」という。）は、決定通知書に記載された助成金額により、二十歳を祝う会衣装購入費等助成金請求書（様式第４号）（以下「請求書」という。）を市長に提出するものとする。

２　市長は、請求書の提出を受けたときは、当該請求書に記載された金額を決定者が指定する金融機関の口座へ振り込むものとする。

（助成金の交付決定の取消し等）

第７条　市長は､決定者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、これを取り消し、既に助成金を交付しているときは、その者に対し、期限を定めて当該助成金の返還を命ずることができる。

（その他）

第８条　この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

二十歳を祝う会衣装の種類	助成金の額
二十歳を祝う会用の振袖、袴等	二十歳を祝う会用の振袖、袴等の購入費若しくはレンタル費用又は１００，０００円のいずれか少ない額

二十歳を祝う会用のスーツ等衣装	二十歳を祝う会用のスーツ等衣装の購入費若しくはレンタル費用又は２０，０００円のいずれか少ない額

備考　振袖、袴等のレンタル費用は、付属品及び前撮り写真に係る費用を含めたものとする。